

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉補機冷却系渦流フィルタ(A)差圧計点検時、計器精度(切断差)に管理値外れが認められたため、当該差圧計を修理。	D	
2	2号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(B)液位計点検時、フロート用ワイヤーの接続部に素線切れが認められたため、当該ワイヤーを交換。	D	
3	3号機	主タービン第7軸受リフトポンプ用電動機点検時、軸受ケース部及びカップリング部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
4	3号機	気体廃棄物処理系排ガス循環水ポンプ(A)点検時、フレキシブル電線管のコネクタにヒビが認められたため、当該コネクタを交換。	D	
5	3号機	原子炉給水ポンプ用タービン油プースターポンプ(B)用電動機点検時、端子箱内電線に素線切れが認められたため、当該電線を補修。	D	
6	3号機	工具センターの24Vダウントランスにおいて、電圧計のカバーを紛失したため、対応検討。	D	
7	3号機	原子炉給水ポンプ用タービン(B)低圧蒸気加減弁油筒部のスイッチボックス点検時、部品(ブッシュ、スイッチ棒)に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	D	
8	3号機	主復水器(A-2,C-1)点検時、付属配管フランジ部のライニングに微小穴(劣化)が認められたため、当該部を補修。	D	
9	3号機	原子炉給水ポンプ(B)用タービン点検時、部品(ノズルサポートバー)取付ビスに固着(1本)及び折損(1本)させたことが認められたため、当該ビスを交換。	D	
10	3号機	原子炉給水ポンプ(B)用タービン点検時、低圧蒸気加減弁上蓋締め付けボルト(2本)及び高圧蒸気止め弁部品(ヨーク)締め付けボルト(1本)に固着が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
11	3号機	第一給水加熱器(B)及び第二給水加熱器(B)伝熱管の渦流探傷検査時、伝熱管2本(第一:1本、第二:2本)に減肉が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
12	3号機	プラントバイタル電源(B)の仮設電源復旧誤りにより同電源が停電(約1分)し、非常用ガス処理系(B)起動、非常用ガス処理系サンプポンプ(A)停止(放射線モニタデータの一部欠落)及び「原子炉圧力高トリップ」他の警報が発生したため、対応検討。	C	H22.2.19再審議にてグレード変更「B」C」
13	3号機	所内電源設備(パワーセンタ)しゃ断器点検用台車において、車輪に破損が認められたため、当該台車を修理。	D	
14	4号機	気体廃棄物処理系冷凍機圧縮機(A)出口圧力計において、指示値不良(ひっかかり)が認められたため、当該計器を点検修理。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3.4号廃棄物 処理設備	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)吐出ライン第一ベント弁の開閉操作時、固着が認められたため、当該弁を修理。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802